

8 福薬業発第 4 3 号
令和 8 年 4 月 2 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 8 年度調剤報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、九州厚生局指導監査課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年度は診療（調剤）報酬改定年度となっており、6 月 1 日から算定を開始する場合の届出期間は、令和 8 年 5 月 7 日から 6 月 1 日までとされております。例年、施設基準の届出は 5 月下旬に集中する傾向があり、今回も同様の状況が見込まれます。

つきましては、届出の早期提出についてご協力をお願いするとともに、可能な限り 令和 8 年 5 月 1 8 日（月） までに提出いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

令和8年4月22日

福岡県薬剤師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和8年度診療（調剤）報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

平素より医療保険制度の適正な運営をはじめ厚生行政の推進について格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度におきましては、診療（調剤）報酬の改定年度となっており、その届出については、令和8年6月1日から算定を開始する場合、令和8年5月7日から令和8年6月1日までに提出することとされております。

例年、診療（調剤）報酬改定におきましては、保険医療機関等から多くの施設基準届出書の提出を頂いておりますが、これまで、5月下旬に集中して提出される傾向にあり、今改定におきましても、同様に予測されるところです。

つきましては、貴会員に対して届書の早期提出への協力を促していただくとともに、**可能な限り令和8年5月18日（月）までに提出**いただきますよう、周知いただきたくご依頼申し上げます。

また、届出に当たっては、九州厚生局HPに「施設基準届出チェックリスト」を掲載していますので、届出漏れの防止にご活用ください。

なお、電子申請での受付開始につきましては、令和8年5月25日（月）8時からの受付開始となりますので、ご留意願います。

【九州厚生局ホームページ】

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和8年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について

令和8年度診療報酬改定における施設基準については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第70号）及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第71号）が告示され、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日付け保医発0305第7号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日付け保医発0305第8号）をもって、その手続き等の取扱いが示されたところである。

例年、診療報酬改定時においては、多数の施設基準の届出がなされ、令和8年度診療報酬改定においても、外来・在宅ベースアップ評価料（I）等の多くの保険医療機関等において算定が見込まれる届出等をはじめ、多数の届出がなされることが見込まれる。

については、令和8年度診療報酬改定後の施設基準の届出に係る審査等が確実に実施され、診療報酬請求が円滑に行われるよう、保険医療機関等からの施設基準の届出及び審査支払機関への施設基準の情報提供等に係る対応を下記のとおりとしたので、その取扱いについて遺漏なきよう御対応をお願いするとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 保険医療機関等からの施設基準の届出に関する事項

(1) 共通事項

ア 令和8年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和8年6月から施設基準届出に係る診療行為点数を算定する場合、令和8年5月7日から令和8年6月1日までの届出期限とされているが、令和8年5月下旬以降に地方厚生（支）局等の窓口は届出が集中し、混雑が予想されることから、可能な限り令和8年5月18日までの届出に協力いただきたいこと。

ただし、令和8年6月診療分の施設基準の届出に係る電子申請は令和8年5月25日8時から受付開始となることに留意すること。
イ 届出に当たっては、今後発出する事務連絡に添付されるチェックリストを活用すること。

(2) ベースアップ評価料に係る事項

ア 外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び(II)、訪問看護ベースアップ評価料(I)及び(II)、入院ベースアップ評価料、歯科技工所ベースアップ支援料並びに調剤ベースアップ評価料の届出(以下「ベースアップ評価料等に係る届出」という。)については、保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生(支)局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレス(※1)に、エクセルファイルを提出することにより行うこと(※2)。自ら管理するメールアドレスを有しない等の事情がある場合には、書面による提出を妨げない。

※1 地方厚生(支)局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレスについては各地方厚生(支)局のホームページを参照すること。

※2 ベースアップ評価料等に係る届出以外の届出については、メールでの提出ではなく、従前どおり書面による届出又は電子申請によること。

イ ベースアップ評価料等に係る届出の記載方法の詳細については、次のURLにて今後随時掲載していく予定であるため、参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

【QRコード】



2. 地方厚生(支)局における審査支払機関への施設基準の情報提供等に関する事項

(1) 共通事項

ア 令和8年5月中に受け付けた令和8年6月診療分の施設基準届出については速やかに審査を進めること。

イ 令和8年6月診療分の施設基準届出については、同年5月25日8時から医療システムへの入力が可能となること。詳細については、今後発出する事務連絡を参照すること。

ウ 次に掲げる期日までに、次に掲げる施設基準を審査支払機関へ情

報提供すること。

(イ) 令和8年6月16日(火)

令和8年5月中に審査が完了した施設基準(第1弾)

(ロ) 令和8年6月23日(火)

令和8年6月1日までに受け付けた全ての施設基準(第2弾)

エ 審査支払機関から施設基準に関する照会があった場合は速やかに対応すること。

オ ウの期日等については、地方厚生(支)局と審査支払機関において、必要に応じ、地域の実情を踏まえた調整を行うこと。

(2) ベースアップ評価料等に係る事項

ア 各地方厚生(支)局は、管下の保険医療機関等からのベースアップ評価料等に係る届出に係る届出数について、進捗を管理し、随時厚生労働省保険局医療課及び審査支払機関に情報提供を行うこと。

イ 各地方厚生(支)局は、それぞれベースアップ評価料等に係る届出を一覧表に集約した上で、随時厚生労働省保険局医療課に提出すること。なお、一覧表への集約方法については、別途お示しする。